

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年秋田県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条各号列記以外の部分中「申請」の下に「、申出」を加え、同条中第十七号を第十九号とし、第五号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 法第四十一条の二第一項ただし書の規定による共生型障害福祉サービス事業者の特例に係る別段の申出

六 法第四十一条の二第五項の規定による指定地域密着型サービスの事業又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止又は休止の届出

第四条第一項中「第十二号」を「第十四号」に、「同条第五号から第八号まで、第十三号」を「同条第七号から第十号まで、第十五号」に、「第十四号」を「第十六号」に、「事項を」を「事項（第二条第八号、第十号又は第十六号に掲げる届出の受理をしたときは、第五号及び第六号に掲げる事項を除く。）を」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。